

看護師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第5号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1. 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者

2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3. 認定基準

下記の（1）から（7）までの認定基準を満たした者に対し看護師国家試験受験資格認定を行う。

(1) 外国看護師学校養成所の修業年限

ア) 看護師学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限12年以上）、又は同等と認められる者

イ) 看護師学校養成所の修業年限

3年以上

ウ) 看護師学校養成所卒業までの修業年限

15年以上、又は同等と認められる者

(2) 教育科目の履修時間

履修時間の合計が97単位以上(3000時間以上)で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の単位数及び時間数を概ね満たすこと。

(3) 教育環境

日本の看護師学校養成所と同等以上と認められること。

(4) 当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた看護師学校養成所であること。

(5) 看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること。

(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること。

4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 看護師国家試験受験資格認定願
- (2) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。
- (3) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 外国で取得した看護師免許証の写し
- (5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)
- (9) 保健師助産師看護師養成所指定規則における教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野I、専門分野II、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
- (11) 外国で看護師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット(卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。)
- (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

*作成上の注意

1. 提出書類の部数は1部である。
2. (1)、(3)、(10)は所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。
 - ・看護師国家試験受験資格認定申請理由書
 - ・履歴書
 - ・写真
3. (9)は日本語で記載すること。
4. (10)は卒業当時の状況を記載すること。
5. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
6. (4)～(8)、(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
7. (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)
8. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。
9. (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。